

第7条

性別による権利侵害の禁止



函館市男女共同参画推進条例の第7条では、どんな場合でも、次に示している性別による権利侵害を行ってはならないことを定めています。



性別を理由とする差別的取扱い

直接的にも、間接的にも、男女が性別によって差別を受けることをいいます。

セクシュアル・ハラスメント

相手にいやな思いをさせたり、迷惑をかけたりする性的な言動のことをいいます。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人などの男女間において、暴力をふるったり、相手の気持ちを傷つける言葉を使ったりすることをいいます。